



早川 恒久 議員

問

新たな産業創出の具体的な考えは

答

近隣市町村と連携をとりながら検討

問 帰還へ向けての新たな産業創出について具体的な考えが示されていないが。

答 町長 次世代自然エネルギーや放射性医療関連の施設、研究機関を誘致するなど、

新たな産業創出を目指します。具体的な内容については、より詳細な実施計画等で示したいと考えています。また、県内の近隣市町村との連携をとりながら今後、検討します。

問 新たな産業の創出で、どの程度の雇用が生まれるか。

答 町長 具体性がなく非常に不安であることは十分承知しています。

短期的には、除染作業により、ある程度の雇用は創出できますが、長期的には、40年もの長いスパンでの廃炉技術の人材育成研究機関、さらにその周辺には関連企業の進出により相当の雇用が生まれると考えます。

問 災害公営住宅の早期建設を分散型で早急に適地を確保

問 災害公営住宅の建設計画に動きが見られないが、現在の進捗状況は。

答 町長 町は県に対し、県営となる災害公営住宅の整備を、いわき市や郡山市へ建設するよう要望しています。しかし、具体的には決まっています。

引き続き国県に要望します。

問 いわき市には5千人以上の町民が避難しており、地元住民とのあつれきが生じている。

答 町長 いわき市長問題为解决するため分散型で早急に建設することが必要では。

問 区域見直し後に営業を再開する企業に対する支援策は。

答 町長 区域見直し後に再開できる事業は大きく制限される予定です。中小企業等グループ施設復旧整備補助事業、無利子の融資制度等の活用を呼びかけます。

問 津波被害の支援策は土地の買い上げを国と協議

問 津波被害を受けた家屋は原発事故に対する賠償の対象にならないと発表されたが、町としての支援策は。

答 町長 町が行っている支援策は、町内で自らが所有する家屋に居住している世帯が、津波による大きな被害を受けた場合、被害状況に応じて見舞金を支給しています。

問 沿岸部は非居住地域になるかと思うが

津波被災地域の土地利用は、防災林を植樹するなど多重防護策を講じることを検討していますので、今後、土地の買い上げも含めた土地利用計画を国と協議していきます。



津波被害の現況



渡辺 三男 議員

問 搜索活動はどう行なわれたか

答 県警が主体となり実施

問 東日本大震災による行方不明者搜索活動は、どこの指導の下で行われたのかなど、打ち合わせの段階から詳しい説明を。

答 町長 福島県警首席監察官より副町長に電話があり、富岡町の搜索活動に重機が必要となるので、町内で協力できる業者を教えてください。ほしい旨の依頼がありましたので、町より町建設協会会長に依頼し、その結果を県警に伝えました。

その後、県警から道路のがれきを撤去しながら搜索活動を実施する連絡があり、都市整備課が立ち会うよう指示を受け、平成23年4月28日より搜索活動を実施しました。搜索活動の作業内容や作業班の割り振りは県警が主体となり、双葉警察署が指示を出し、班ごとに機動隊及び県内の各警察署並びに他県特別派遣部隊が配置につき

実施しました。

搜索活動における町の役割は、県警より立ち会い要請があった場合は現地で立ち会い、必要に応じて建物等の所有者と連絡をとること、また、写真や位牌等の拾得物を預かることでした。

5月3日からは陸上自衛隊も加わり、5月19日で第1回目の搜索活動が終了しました。第2回目は6月18日から7月6日までの期間で陸上自衛隊が中心となって実施しました。また、11月1日、2日、9日の3日間で富岡漁港内及び周辺の搜索活動を福島海上保安部で実施しました。

問 責任の所在を明らかにしない状態で、協力会社の名前を公表した理由は。

答 町長 福島県警と自衛隊が実施した搜索活動作業にかかわる重機やオペレーターの手

配等は、福島県災害対策本部の業務です。業者名の公表を福島県災害対策本部と協議をした結果、情報開示請求があれば報告すると回答を得たので、情報開示を求める方に報告しました。その後、福島県災害対策本部と情報開示請求者が業者名と作業日報の開示について話し合い、「開示請求がなくても報告する了解を得た」と情報開示希望者より町に連絡がありました。これを

受け、県に再確認したところ、業者名の報告は町から行なうよう依頼され、また作業日報については原本を県が保管していないため、協力業者と開示希望者本人が直接相談するよう併せて依頼を受けたため、協力業者名を報告しました。

問 がれき集積はどここの指導で処理を2回にわたり実施

問 地震や津波で壊れた家屋の片付けを行なったのは、どこの指導の下で、誰が実施したのか。

答 町長 東日本大震災に伴う津波被害により行方不明となられた方の搜索活動に伴い、がれき処理を2回にわたり実施しました。第1回目は、4月28日から5月19日まで、町内

業者5社の協力を得て福島県警が主体となり自衛隊とともに行ないました。第2回目は6月18日から7月6日まで町外業者1社と町内業者1社の協力を得て、自衛隊が主体となり県警と一緒に搜索活動しました。また、町職員も現場を立ち会いし、がれきの集積を行ないました。



道路をふさいだがれき



遠藤 一善 議員

問

一戸建て災害公営住宅に対する方針は

答

町内は町独自の計画を立案

問 災害復興住宅の規模と基本的な性能を示せ。

答 町長 町は県に対し、県営として災害公営住宅整備を行なうよう要望していますが、住宅の戸数や規模、基本性能などの詳細についてははまだ決定していません。

問 県営住宅には共同住宅だけでなく、一戸建ても含むのか。

答 都市整備課長 県が災害公営住宅500戸を建設整備することは分かっています。今後、詳細について確認していきます。

問 木造仮設住宅の再利用計画は具体的な検討をしたい

答 町長 災害復興住宅のグレードの問題は

問 県は既存木造仮設住宅の再利用を考えているようだが、安価な一戸建て住宅供給のまちづくりのあり方として利用できるのでは。

町長 県では、受入自治体の利用体系や住民ニーズ、立地条件等を含め検討している状況です。

問 一戸建て災害公営住宅に対する町の基本方針は。

答 町長 サテライト（仮の町）については、立地条件に沿って、住民のニーズに配慮するよう、今後、県と検討していきます。

また、町内低線量区域における一戸建て災害公営住宅の要望が多い場合は、町独自の計画を立案していく考えです。

町内教育施設の再開スケジュールを示せ

問 町内小中学校および高校の再開時期は。

答 教育長 町内での

学校再開は災害復興計画に基づき、放射線量の低減やインフラ整備など、すべてが終了した時点と考えており、低線量である富岡一小・一中から再開する予定です。

町長 富岡高校の再開時期は、小中学校再開に合わせて県に要請します。

問 再開にあたっての年間累積放射線量基準は。

答 教育総務課長 学校再開にあたっては、文部科学省の基準「1ミリシーベルト以下」という考えです。

問 三春町に設置した富岡小中学校は、富一小および富二小の小学校、富一中および富

二中の2中学校の4校が同施設で学校運営をしている。

仮に、学校再開の時期が各学校によって異なるのであれば、三春校を富一小・一中とし、避難している児童生徒が多いいわき市に富二

小・二中を設置するなどの保護者と町との関係をつないでいくことを検討しては。

答 町長 学校拠点整備や仮の学校の受け皿づくりも考え、今後しっかりと検討します。



富岡第一中学校校舎(平成24年2月13日撮影)



山本 育男 議員

問 課題に迅速な対応を

答 事務の効率化を図る



迅速かつ適切な対応を

問 課題に対する迅速な対応と、町民サービスの向上が急務と考ええるが、災害対策本部組織体制の見直しは。

答 町長 賠償にかかわる新部門及び避難町民の生活支援を図るため、新たな課を設置します。震災以降発生している各種災害業務については、各部署の事務分掌に改めて明文化し、事務の効率化と明確化を図ります。また、新たな災害業務が発生した場合は、速やかに

検討し、必要な体制づくりを行います。

問 外郭団体の処遇は。

答 町長 本来の業務に従事できるまで災害対策本部業務に従事していたべく考えです。処遇についても従来の団体等の職責のまま従事できるように対応します。

問 県の絆事業による職員の新年度の見直しは。

答 産業振興課長 今

年度で終了する予定ですが、来年度以降の継続を要望しています。

問 災害業務に従事する人数が不足している。新たに人材を確保する考えは。

答 町長 幅広い人材、特に中間の管理職に値するよう年齢層も含めて、弾力的に考え、全体的なマンパワー不足にならないようなシステムをつくりたいと思います。

問 他自治体への支援要請を御礼と依頼を継続する

問 町として避難先自治体への支援要請は。

答 町長 避難先の住民と富岡町民の格差が極力生じることのないよう、県内全ての市町村、県外の市町村では、埼玉県杉戸町及びその周辺市町村や栃木県日光市、避難者が多い東京都品川区、江東区の自治体には直接出向き、御礼並びに支援を依頼

しています。今後も、避難先市町村に対して、継続して支援をお願いしていきます。

問 不安解消を図れ 情報をお届けする

問 不安のない避難生活を送れるよう情報の発信を。

答 町長 情報発信については、毎月2回発行している広報やホームページを使っていましたが、9月3日からはタブレット型の情報端末機を利用した広域的な情報発信事業として町民コミュニケーション支援システムを開始し

ました。これは新聞やテレビ等だけでは得られない町の情報をきめ細かく届けることで、先が見えない中、避難している皆さんの不安を少しでも和らげることにすると考えます。

しています。今後も、避難先市町村に対して、継続して支援をお願いしていきます。

問 避難先の住民とトラブルを起こす行為は慎むべきと思うが注意喚起は。

よう、避難町民に対し啓蒙啓発を行ない、マナーをしっかりと守るよう広報活動をします。

答 町長 マナーの問題や医療機関の問題など様々な要因がありますが、誤解が生じない

委員会活動報告

原子力発電所等に関する特別委員会

9月4日に特別委員会を開催し、「東京電力(株)福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」に基づき、町が原子力発電所より通報を受けた事象内容や福島第一原子力発電所1号機から4号機までの廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況、町の災害対策本部に関する業務について町および東京電力(株)より説明を受けました。



東京電力(株)に説明を求めた内容

- 福島第一原子力発電所の各プラントの状況
- 循環注水冷却(水処理)の全体概要
- 多核種除去設備設置工事の状況
- 地下水流入および海洋汚染拡大防止策
- ロボット等遠隔操作機器の導入
- プラントの状況と溶融燃料取り出しに向けた作業

ほか

廃止措置に向けた取り組みは

問 建屋内外の水対策は。

答 東京電力 建屋内に流入する地下水を抑制するため、「地下水バイパス」を構築しました。また、建屋等に滞留する汚染水は、漏えい防止策を講じるとともに、放射性物質の除去などを行なった上で再利用する「循環注水冷却」を行なっています。

問 汚染水を海洋へ流出しないための対策は。

答 東京電力 万一に備え、海側に遮水壁を構築しています。ま

た、取水路前面の海底土を固化し、海底中の放射性物質が拡散しないよう努めています。今後も、海水や魚介類等のモニタリング調査を継続的に行ない、漏えい防止に努めます。

問 溶融した燃料はどのくらいあるのか。

答 東京電力 格納容器周辺の放射線量から予測すると、相当の量が溶融したと思われます。10月以降、遠隔操作ができる機器を導入し、本格的に調査を行ないます。

問 溶融燃料の取り出しにかかる期間は。

答 東京電力 溶融燃料を取り出すために必要な、作業環境の整備や新技術の開発をしています。約10年を要します。

問 原子炉への注水量が減少した原因は。

答 東京電力 現在調査中ですが、錆や微生物などの異物が循環注水ライン内で混入したことが、漏水の原因であると思われるます。

問 敷地内のがれき処理は。

答 東京電力 放射線量に応じて、土や土のう等による遮へい対策を施した一時保管施設やコンクリートを使用した建屋に保管し、線量の低減化に努めています。

問 東京電力は、「福島第一原発事故は収束した」と判断しているのか。

答 東京電力 未だ調査および修繕ができない状況で「事故収束」と断言することはできません。廃炉にし、生活できる環境を整え、町民の皆さんに帰還してもらえようこれからも努めます。

その他の質疑

問 町内にある放置車両の処理は。

答 東京電力 放置車両の取り扱いについては、未だ決定していません。

問 国が示した賠償基準は最低限度のことであり、東京電力は賠償額を上乗した会社独自の賠償基準を示しては。

答 東京電力 財産価値の一律化に問題はあると思いますが、福島県民200万人を対象とした賠償の早期解決をするためには、ある程度の基準が必要だと思っております。今後も、誠心誠意取り組みます。

問 財物賠償における家財については、住民票の有無にかかわらず、実際にある家財を確認し対応すべきではないか。

答 東京電力 行政の

協力を得ながら、個々の対応をしていきたいと考えます。

問 業種によって営業不能損害賠償期間に差があるが。

答 東京電力 営業不能損害賠償期間は、賠償金を一律に支払う目安として定めたものです。なお、目安とする時点において営業可能な環境であるかを判断し、その後の対応を考慮することとしています。

問 原発事故による風評被害は半永久的に続くと思われるが、損害賠償期限を設定するのはなぜか。

答 東京電力 国に確認をしながら、親身親切的な損害賠償対応に努めます。

問 今、町民を帰還させることは、高い放射線量となる原子力発電所構内の管理区域へ

町民を戻すことと同様である。東京電力は、国に対して「放射線管理区域と同様の地域へ帰還させて良いか」と進言しないのか。

答 東京電力 政策に反映できるよう、引き続き国へ進言します。

問 住民説明会に出席すべきではないか。

答 東京電力 9月上旬に開催された住民説明会は国主催であったため、参加を自粛しました。今後、当社主催による住民説明会を開催します。

問 新潟県中越地震から得た教訓をなぜ活かせなかったのか。

答 東京電力 日々の訓練が、事故対応に活かせなかった責任は当社にあり、今後安全面で活かすよう方針を定めます。

常任委員会

総務文教常任委員会は平成24年8月28日に、産業厚生常任委員会は8月27日にそれぞれ開催し、「平成23年度の決算」「平成24年度補正予算(案)」などの所管事務の調査を行いました。

議会運営委員会

平成24年9月4日に委員会を開催し、9月定例会の日程および提出が予定されている議案について審査しました。

議会報編集特別委員会

平成24年9月14日、10月9日、16日、23日と計4回開催し、とみおか議会だより第172号の編集を行いました。

議会報の編集を 研修

全国県町村議会議長会主催による第76回町村議会広報研修会が7月30日、31日に東京都内で開催され、本特別委員会も参加しました。この研修会には、全国各地から議会報広報編集委員や議会事務局職員約600人が参加しています。

研修所見

議会報とは、議会の概要と結論を読者に伝え、議会と読者が情報を共有する物であるが、読者の関心の有無にかかわらず、一方的に議会報を送付し情報を伝えてるのが実情である。相互の情報共有を図るためには、読者

が議会報を手に取り、読む気にさせることが大切である。

議会報を読んでもらうためには、読者が聞きたいことを短文で伝えるとともに、興味を感じさせるレイアウトづくりを心がけることが必要であると再認識した。

広報クリニックでは、「とみおか議会だより第171号」を基に、指摘及び改善事項について説明を受けた。

具体的にいえば、講評を受けた議会報は完成度が高く、特に、厳しい状況の中で議会報を発行したことに對し高い評価が得られた。しかし、今こそ、町民の意見や姿、行政や議会に対する声を紙面に入れるべきであると指導も受けた。



今後、常に町民の目線に立った誰にでも読みやすい議会だより

を作成するよう、更なる向上を目指したいと考える。

全員協議会

平成24年6月定例会以降、全員協議会を5回開催し、東京電力福島第一原発事故に関する賠償や区域再編等について議論しました。

ここでは、質疑が行われた内容のいくつかをご紹介します。

回数	開催年月日	付議された案件	備考
第1回	平成24年7月2日	●賠償について	非公開
第2回	平成24年7月17日	●賠償について	非公開
第3回	平成24年8月1日	●賠償について ●区域の見直しについて	
第4回	平成24年8月22日	●区域の見直しについて ●除染等について	非公開
第5回	平成24年9月6日	●9月定例会提出議案の説明について	

第3回

東京電力の財物賠償の基準公表を受け、全町民が土地・家屋の賠償で差が生じないよう平成23年3月11日から6年間は帰還しないとする町が定めた方針に議会も同意しました。

また、区域再編にあたり、境界を大字や小字、道路などの単位で区切る複数の案を、あらためて協議することとしました。

財物賠償の対応を柔軟に

問 営業損害賠償期間を限定することなく、元の生活に戻るまでとするよう国に要望しては。

答 町長 営業損害賠償は、震災以前の生活水準に戻るまで継続するよう、国に強く要望します。

問 建物賠償を算定

する一つの選択肢「平均新築単価を元に算定する方法」において、最低賠償額を算出する償却残価率を引上げるよう要望しては。

答 副町長 償却残価率の引上げに併せ、税控除などの別な支援策を講じるよう、双葉郡内町村が一体となって要望しています。

答 町長 国は、速やかなる合意形成を図るため、個別評価による方法も選択肢の一つとしていきます。なお、具体的なことは明らかにされていませんので、引き続き協議します。

問 家族構成に応じた家財賠償とせず、世代別で行なうようにしては。

答 副町長 誠心誠意のある対応を引き続き要望します。

問 固定資産課税台帳で把握できない家屋は、現況で賠償するのか。

答 生活環境課長 罹災証明書等で対応できるよう協議します。

問 町に賠償相談窓口を設置しては。

答 町長 町職員と東電社員が常駐する相談窓口を早期に設置します。

問 津波被災者への支援は。

答 町長 町は、津波によって家屋を流失した方々に見舞金等を支給しています。しかし、原発賠償対象外となっていることから、今後、浸水区域の土地利用等を検討し、被災者の生活再建に資するよう国に働きかけます。

問 賠償項目ごとに合意できるよう、合意の有無の選択制度を取り入れるようにしては。

答 副町長 賠償項目別に合意を行なうよう、国は東電に指示しています。

次回の議会だより表紙写真を

大募集

議会報編集特別委員会では、とみおか議会だよりの表紙写真を募集します。

●採用の基準

- ピントが合っていること
- テーマや表情などが一目見てわかること
- 動きが感じられる写真であること
- 季節感がある写真であること

●撮影及び応募要件

- デジタルカメラで縦型の撮影であること
- 撮影したデータの容量が3MB以上であること
- 写真の説明が添付されていること
- 提供者は富岡町民であること(但し、個人に限る)
- 提供者の氏名を掲載することを了解すること
- 被写体が人物の場合、その方の了解を得ていること

●応募締切日

- 平成25年1月15日(火)まで

選考は、議会報編集特別委員会で行ないます。表紙に耐えうるものでなければ採用せず、別に用意したものを使用します。また、著作権は町議会報編集特別委員会に帰属します。なお、応募された写真は返却しませんのでご了承ください。

●応募方法などについては、
議事事務局までお問い合わせ
ください。

電話 0120-33-6466



ちよとひとと みなさまの声

ご意見等をお寄せいただきましたのでご紹介します。



希望をもって 林 勝司(新夜ノ森)

昨年の4月に高校を卒業した長女は、千葉県にある看護専門学校に入学しました。その1カ月後に中学3年生になった長男は、富岡一中バドミントン部再開に合わせ、猪苗代町の寮に入りました。長女は看護師を志し、長男は富岡高校国際スポーツコースに進み、バドミントン選手として上を目指し、二人とも頑張っています。

富岡町の子ども達は震災、津波そして原発事故による避難生活を経験し、自分の将来を真剣に考えて、目標に向かって頑張っています。

町議会の皆様には、県内外に避難している子ども達の未来を考えた支援やプログラムを具体的な施策としてお願いします。

また三春町にある富岡町立小学校、中学校も特色ある教育で、夢や希望を与えて欲しいと願います。

自分達も富岡の皆さんと共に、前向きに頑張っていきたいです。

お知らせ

定例会時の一般質問や議会の動きなどの議会情報が町ホームページやタブレット端末機で閲覧できます。

- ◇議会録画中継は、定例会時の一般質問等の模様をご覧いただけます。
- ◇この議会録画中継(映像及び音声)は富岡町議会の公式記録ではありません。
- ◇ホームページにおける文書、画像、音声に関する権利は富岡町に帰属しています。無断転載を禁じます。

委員 山本育男
委員 安藤正純
委員 遠藤一善
委員 早川恒久
副委員長 宇佐神幸一
委員長 高野 泰

議会報編集特別委員会

発行責任者
議長 宮本皓一

キンモクセイの香りが漂い秋の深まりを感じる季節となりました。表紙は、大玉村で行なわれた富岡町保育施設園児と保護者による芋ほり遠足の様子で、たくさんのお芋と笑顔が収穫できました。

さて、本号は9月定例会や臨時会を編集。特に、税金が少なく、国庫からの交付金に頼らざるを得ない現状をお伝えしたく、震災前の決算も掲載しました。

私ども編集委員会は議会だよりに関心を持って阅读いただけるよう工夫をして紙面づくりに取り組んでまいります。

(早川 恒久)

編集後記

みんなの声

みなさまの声をお聞かせ下さい!

編集委員会では、議会に対する町民の声を議会だよりに掲載したいと考えております。議会傍聴時の感想等なんでも結構ですのでお声をお寄せ下さい。

この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。



富岡町公式HP
[災害版]

